

## 会議名 令和5年度第2回施設使用料適正化プロジェクトチーム会議

◇詳細－政策経営部財政課 電話 03-4566-2521

附属機関又は 会議体の名称		施設使用料適正化プロジェクトチーム会議
事務局（担当課）		政策経営部財政課
開催日時		令和5年8月1日
開催場所		本庁舎5階政策経営部会議室1
議 題		1. 第三回定例会での予定案件について （1）区民ひろば朋有目的外使用における使用料の改定について （2）南大塚地域文化創造館使用料の改定について （3）旧第十中学校跡地野外スポーツ施設（仮称：千早スポーツ フィールド）使用料の新設について 2. その他
公開の 可否	会 議	非公開 非公開・一部公開の場合は、その理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため非公開とする。
	会議録	一部非公開 非公開・一部公開の場合は、その理由 会議録を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため一部非公開とする。
出席者	委 員	財政課長（サブリーダー）、企画課長、施設計画担当課長、行政経営課長、男女平等推進センター所長、区民活動推進課長、地域区民ひろば課長、文化デザイン課長、学習・スポーツ課長、公園緑地課長、教育施策推進担当課長、放課後対策課長
	事務局	財政課財政担当係長1名、財政課主任3名
会議次第		（1）議題の案件、報告について説明 （2）質疑応答

## 1. 第三回定例会での予定案件について

(1) 区民ひろば朋有目的外使用における使用料の改定について

(2) 南大塚地域文化創造館使用料の改定について

(3) 旧第十中学校跡地野外スポーツ施設（仮称：千早スポーツフィールド）使用料の新設について

### 【要旨】

- ・資料1に基づき区民ひろば朋有の目的外使用料改定について説明
- ・区民ひろば朋有の大規模改修工事に伴い、施設内の居室面積が変更となるため、施設の目的外使用における使用料を設定する。
- ・資料2に基づき南大塚地域文化創造館の使用料改定について説明
- ・南大塚地域文化創造館の大規模改修工事に伴う館内レイアウトの変更により、第5会議室を移設のうえ縮小、防音室を新設、調理室を移設する。
- ・資料3に基づき旧第十中学校跡地野外スポーツ施設の使用料新設について説明
- ・旧第十中学校の跡地に野外スポーツ施設として運動場、庭球場を新設し、合わせて駐車場と付属設備を整備するとともに、管理棟に会議室を配備する。

### 【委員からの主な意見】

- ・地域区民ひろばについて、区民集会室の使用料算定は別紙1の基準があるが、目的外利用時にこの基準を外れて設定するわけにはいかないのか。  
⇒可能ではあるが長い歴史がありこれまで同様に基準に基づき設定したい。
- ・区民ひろば朋有の大規模改修に伴い、貸室面積が大幅に減少しているが、定員は2名しか減少していないのはなぜか。  
⇒今までは和室で座布団の数をもって定数を設定していたが、部屋の広さを勘案するとより多くの定員とすることも可能であった。
- ・新しい48名の定員はどのように算出したのか。  
⇒会議に利用する机などの備品の配置数に基づき算出した。
- ・南大塚地域文化創造館について、調理室の会議利用は会議室より割安となっているため、会議で予約が埋まってしまい、調理に利用したい人ができないといった問題が生じないか。  
⇒調理が優先であり、空室時の利用率を上げるため会議室利用を設定するものなので問題ない。
- ・会議室と音楽室・調理室等特別室の単価設定の考え方はあるか。  
⇒特別室は特殊な仕様にしており、機材もあることから単価を高く設定している。具

体的には会議室の平米単価は80円前後、特別室は平米110円程度となっている。

- ・防音室と音楽室では機能は何が異なるのか。  
⇒(学習・スポーツ課担当者)機能に違いはない。区民ひろばの音楽室を防音室と呼んでおり、今回、地域文化創造館に移る際にその名前を引き継いだものである。名称については混乱が生じる恐れがあるので再度検討する。
- ・事務局から説明のあった乖離状況の倍率が大きかったが、どのように判断すればよいか妥当な範囲を判断する基準はあるのか。  
⇒乖離率を「1」まで持っていきたい思いはあるが、区が貸す施設であることを考慮すると「1」であることが必ずしも妥当とは言い切れない。その点については今年度研究する。
- ・乖離率の算出に係るコストとしては施設全体のランニングコストを考慮するものか。  
⇒乖離率の算出に当たっては当該施設の貸出部分に限っている。使用料は受益者負担の原則があるが、全て1倍とすると使用料が大変高額となる施設もあるので、施設の種別によっては税金を投入し使用料を下げるという判断もあり、施設種別によって考え方が異なる。
- ・乖離率の基準について、他区の調査は実施しているか。  
⇒実施していない。今年度の課題として検討する。一方で、乖離率の基準を作成すると、そこから外れた場合に必ず改定するのかといった運用面の問題がある。
- ・旧第十中学校跡地野外スポーツ施設について、スポーツ施設は土日が人気かと思うが、金額設定は変えないのか。  
⇒土日は主に区内体育団体等が利用するため免除となることが多い。
- ・駐車場も免除となるのか。  
⇒駐車場は免除対象ではない。
- ・総合体育場の運動場は水銀灯の照明のため利用料が高く、グラウンド代より高くなっているか。  
⇒お見込みのとおり。今回はLED証明のため安価となっている。特に、この時期は暑くて日中の利用は困難である。
- ・LEDの夜間照明を4千円とした根拠は何か。  
⇒公募した際に他区の類似施設の使用料を参考とし、平米単価で割り返したもの。利用料金制を取っている観点から据え置きたいと考えている。

- ・マイクロバスの駐車場使用料を20分当たり400円とした根拠は何か。  
⇒北区の類似施設の大型車が普通車の4倍になっているため、4倍を横引きしたものの。
- ・運動場の個人公開は実際に実施するのか。  
⇒実施する際に対応できるように条例を整備したもの。施設予約システムは1週間前までの予約にしか対応しておらず、急なキャンセルがあった場合、場所が遊んでしまう。そこで、SNSで個人利用を募集できるスキームを作成したもの。
- ・個人公開は前日までに予約し前納すればよいのか。  
⇒当日現金利用が可能となっている。指定管理者はキャッシュレスも対応可としているため、券売機などの設備は不要となっている。
- ・急なキャンセルの際は前納した使用料はどうなるのか。  
⇒利用者の責めに負わない場合は全額返金するもの。
- ・直前の雨などグランドコンディションが悪い場合はどうなるか。使用できないという判断はだれが行うのか。  
⇒利用者と業者の協議だが、利用者の責めに負わない事象によるキャンセルは全て返金処理となる。
- ・テニスコートの個人公開は1回400円としているが1回とは何を指すのか。  
⇒指導員によるレッスンを想定している。1回のレッスンに複数人の参加者がいる場合があると思う。コーチのレッスンを受け、1回400円というもの。
- ・運動場の個人公開の場合、利用は自由か。  
⇒スペース利用となるので、キャッチボールやフットサルなど自由にご利用いただける。

### 【結論】

提案の内容にて了承する。

## 2 その他【事務局から】

### 【要旨】

- ・事務局より、資料4から使用料の全庁調査の実施について説明
- ・使用料の実態調査は概ね3年おきに実施しているが、コロナ禍の状況があるため今年度は見送る方針について副区長に諮る旨を前回の使用料適正化プロジェクトチーム

会議において説明した。

- ・副区長に説明した結果、見送ってよいとの判断をいただいたが、乖離率が施設ごとに異なるなど使用料の基準が曖昧であることを懸念とし、どの程度の数値までが適正か、他区と比較し調査する方針となった。

### 【委員からの主な意見】

- ・区内体育施設の利用状況はコロナ禍以前の状況までほとんど戻ってきている。
- ・乖離率も重要だが、安価に設定し回転率を上げるといった乖離を許容する条件についても検討した方がいいのではないか。
- ・例えば、同じ会議室でも利用率で価格差を設けるという考えもあるので総合的に判断していきたい。
- ・受益者負担を考えない施設があってもいいと思う。
- ・使用料の値上げとなると影響も大きく、強行突破してでもやるべきかという考えもある。一つだけの正解ではないと考えるので研究・検討を進めたい。

### 【結論】

提案の内容にて了承する。

---

会議の結果	提案のとおり了承する。
提出された資料等	資料 1 : 区民ひろば朋有目的外使用における使用料の改定について 資料 2 : 南大塚地域文化創造館使用料の改定について 資料 3 : 旧第十中学校跡地野外スポーツ施設（仮称：千早スポーツフィールド）使用料の新設について 資料 4 : 令和 5 年度全庁調査実施について